

令和3年度国民健康保険事業費会計歳出 第1款1項1目 12節(1) 調査その他委託料

受付 番号	種目番号 —	【委託担当】 健康福祉局保険年金課 担当者 中村、杉本 TEL 045(671)2424 FAX 045(664)0403
----------	-----------	---

設 計 書

- 1 委託件名 令和3年度国民健康保険レセプト内容点検等業務委託
- 2 納入場所 健康福祉局保険年金課
- 3 履行期間（期限） 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 4 契約区分 確定契約〔前払 しない する（分割払（　回） 一括払）〕
概算契約〔概算払 しない する（分割払（　回） 一括払）〕
- 5 その他特約事項 「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」による
- 6 現場説明 不要
- 7 委託概要 別紙仕様書のとおり

8 部分払い

- する (12回以内)
 しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
国民健康保険レセプト 内容点検	毎月	(12,900,000)	件	円	円
国民健康保険レセプト 再審査申出等事務処理	毎月	(144,000)	件	円	円
合計					円

委託代金額

(概算金額) 円

内訳 業務価格

(概算金額) 円

消費税相当額

(概算金額) 円

内 訳 書

名 称	数 量	単位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
国民健康保険レセプト内容点検	(12,900,000)	件		()	
国民健康保険レセプト再審査申出等事務処理	(144,000)	件		()	
合 計				()	
消費税額				()	
委託代金額				()	

令和3年度国民健康保険レセプト内容点検等業務委託仕様書

1 件名

令和3年度国民健康保険レセプト内容点検等業務委託

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

横浜市健康福祉局保険年金課執務室及び受託者が設定する場所

4 電子媒体の引き渡し、再審査申出の登録場所及び作業結果の納品場所

横浜市健康福祉局保険年金課執務室

5 支払方法

毎月の部分完了した納品物は、委託者にて検査を行い、検査に合格したものについて受託者は請求を行うこととし、委託者は適法な請求書受理後30日以内に支払う。

6 委託内容

受託者はレセプト点検、再審査申出等に係る事務処理及び作業報告書の提出を行うこととする。

(1) 点検対象レセプト

国民健康保険レセプトで、委託者が引き渡す医科、DPC、歯科及び調剤レセプト電子データとする。

(2) レセプト件数

年間約12,900千件

※ 令和元年度実績を基に算出しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増減する可能性がある。

※ 令和元年8月審査分及び令和2年8月審査分の内訳は別紙1の通り。

(3) 再審査申出件数

月1万1千件を下限とし、月1万2千件程度を上限とする（年間最大約14万4千件）。

月内訳：県内医科・DPC・調剤レセプト 計1万件程度を上限

県内歯科レセプト 1千件程度を上限

県外医科・DPC・歯科・調剤レセプト 計1千件程度を上限

※ 件数のカウントはレセプト単位とし、1レセプトについて複数項目の申出を行った場合でも1件とカウントする。

(4) 作業過程

ア 委託者は、国保連合会から受領するレセプト電子データについて、暗号化又はマスク化処理を行ったうえで毎月受託者に引き渡しをする。また、資格喪失後受診等の理由により資格給付エラーが立ったレセプトについて、レセプト全国共通キーを列挙した点検除外データCSVも合わせて引き渡しをする。

※ レセプト電子データのフォルダ構成、ファイル名称等については別紙2の通り。

イ 受託者は、受領したレセプト電子データについて、コンピュータによる自動点検（単月点検、横

観点検、突合点検及び縦観点検)を行う。この際、点検除外データ CSV に含まれるレセプトは点検対象外とすること。

ウ 受託者は、自動点検の結果疑義のあるレセプトについて、目視等での確認を行う(目視点検)。また、自動点検で疑義が抽出されなかったレセプトについても、必要に応じて目視点検を行う。その結果、再審査申出を行うデータを抽出し、申出情報一括登録データ、外部点検データ又はこれらに類する点検結果データ(以下「申出情報一括登録データ等」という。)を作成する。

エ 受託者は、申出情報一括登録データ等を委託者の執務室へ持込み、国保総合システムへの取り込みを行い、国保総合システム上で再審査申出登録を行う。

オ 再審査申出登録作業完了後、受託者は、委託者へ点検レセプト件数・再審査申出登録件数を記載したレセプト点検結果報告書及び個人情報管理体制報告書を提出する。

カ 委託者は受託者の報告を基に、検査確認を行う。

キ 委託者は、再審査申出結果 CSV を受託者へ渡す。

※再審査申出結果 CSV の項目は別紙3の通り。

ク 受託者は、委託者へ再審査申出結果報告書を提出する。

(5) 作業日程

毎月のレセプト電子データ等の引き渡しや点検業務等の日程については、以下の標準点検スケジュールを基に委託者と受託者との協議の上決定する。

標準点検スケジュール

	レセプトの審査月	データ引渡し時期	再審査申出締切
第1回	令和3年2月	令和3年4月初旬	令和3年5月中旬
第2回	令和3年3月	令和3年4月中旬	令和3年6月中旬
第3回	令和3年4月	令和3年5月中旬	令和3年7月中旬
第4回	令和3年5月	令和3年6月中旬	令和3年8月中旬
第5回	令和3年6月	令和3年7月中旬	令和3年9月中旬
第6回	令和3年7月	令和3年8月中旬	令和3年10月中旬
第7回	令和3年8月	令和3年9月中旬	令和3年11月中旬
第8回	令和3年9月	令和3年10月中旬	令和3年12月中旬
第9回	令和3年10月	令和3年11月中旬	令和4年1月中旬
第10回	令和3年11月	令和3年12月中旬	令和4年2月中旬
第11回	令和3年12月	令和4年1月中旬	令和4年3月中旬
第12回	令和4年1月	令和4年2月中旬	令和4年4月中旬 (3月申出締め後に、 3月末までに申出登録)

(6) レセプト点検の実施方法

委託者が引き渡すレセプト電子データについて、次のアからエについてコンピュータによる自動点検及び目視点検を実施し疑義のあるレセプトを抽出すること。点検にあたっては、国保連合会から提示されている「別紙4 再審査申出に関する注意点」の内容を踏まえること。また、受託者が申出を行った疑義内容について、国保連合会より横浜市へ問い合わせがあった場合は、受託者が委託者に書面により回答を提出することとする。

なお、目視点検業務を行う従事者の過半数が医療事務の資格を有する者又は3年以上のレセプト内容点検の経験がある者であること。

また、縦覧点検については、最大過去24か月分を対象とする。申出可能なレセプトは令和3年2月審査分以降のもので、再審査申出は過去6か月以内のものに限ることとする。

委託開始以前のレセプト電子データの提供時期及びそのレセプトを用いた縦覧点検については委託者と受託者との協議の上決定する。件数の計上については、前月までに点検済のレセプトは縦覧点検の点検件数には計上しないが、再審査申出を行う場合は再審査申出の件数として計上する。

ア 単月点検

- (ア) 初診年月日と初診料算定の不一致
- (イ) 診療実日数と初診・再診回数の不一致
- (ウ) 傷病名と診療内容の不一致
- (エ) 各種指導料の算定妥当性
- (オ) 投薬に対する病名漏れ
- (カ) 投薬日数に制限のある薬剤
- (キ) 用法、用量から見た過剰投与
- (ク) 同一薬効製剤の併用投与
- (ケ) 検査に対する病名漏れ
- (コ) その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

イ 横覧点検

- (ア) 退院後の医学管理料の算定（同一医療機関）
- (イ) 検査・画像診断等2回目以降算定の確認（同一医療機関）
- (ウ) 入院・外来で同一検査の実施（同一医療機関）
- (エ) 他の医療機関に入院中に医学管理や在宅療養指導管理料を算定（複数医療機関）
- (オ) 在宅療養指導管理料を2以上の医療機関で算定（複数医療機関）
- (カ) その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

ウ 突合点検

- (ア) 投薬に対する病名漏れ
- (イ) 投薬日数に制限のある薬剤
- (ウ) 用法、用量から見た過剰投与
- (エ) 同一薬効製剤の併用投与
- (オ) その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

エ 縦覧点検

- (ア) 薬剤管理指導料を算定する日の間隔
- (イ) 投与日数に制限がある薬剤
- (ウ) 一定期間内に重複算定できない診療内容
- (エ) 複数月に1回とされている検査の間隔
- (オ) その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

(7) 再審査申出事務の実施方法

委託者はレセプト点検の結果、再審査申出の対象となったレセプトについて、再審査申出による効果額

が高いものについて月1万2千件程度抽出し、申出情報一括登録データ等を作成する。作成した申出情報一括登録データ等について、受託者において委託者執務室内に設置の国保総合システムに取り込みを行い、毎月の再審査申出登録期限日までに1件ごとに登録処理を行う。

登録作業において使用可能な国保総合システム端末は最大5台である。

なお、申出登録を行ったレセプトに対して、医療機関からの取り下げ依頼や再審査申出が生じた場合は、委託者側において申出登録を取り消す場合がある。

(8) 点検結果の報告

受託者は毎月の点検結果について、以下の報告を行うこと。

ア 毎月の点検後、レセプト点検結果報告書及び個人情報管理体制報告書を作成し委託者へ報告すること。なお、この報告は、申出月の末日までに行うこと。

イ 委託者から提供される再審査申出結果に基づき、査定、返戻、原審等の件数や増減額等について、再審査申出結果報告書により毎月報告すること。

ウ 每月の再審査申出において、申出の対象とした「診療行為」、「医薬品」の種類ごとに、申出件数、査定件数、効果額（増減点数）を各々集計した資料を作成し、原審率が高い指摘対象（診療行為、医薬品等）について委託者へ報告するとともに、委託者の指示により当該指摘対象を次月以降の再審査申出から除外すること。

エ 每月の再審査申出において、点検区分（単月点検、横覧点検、突合点検、縦覧点検等）ごとに申出件数、査定件数、効果額（増減点数）を集計した資料を作成し、申出の偏りや査定傾向について委託者へ報告するとともに、委託者の指示により申出の分布割合を隨時見直すこと。

オ 前4項の報告書の様式については、委託者と受託者との協議のうえ決定し受託者が作成すること。

カ 点検結果を受けて業務に関する打合せを、適宜行うものとする。受託者は、業務に関する打合せにおける協議事項及び会議内容を記録して整理し、当該業務に関する打合せ終了後、書面により報告すること。また、点検業務に関してその他報告すべき事項がある場合、書面により報告すること。

(9) 点検システムの要件

コンピュータによる自動点検に用いる点検システムについては、以下の条件を満たすものとすること。

ア レセプト請求の傾向や再審査申出結果の傾向を隨時分析することにより、点検精度向上のためのシステム改修やロジック変更が容易に可能であること。

イ 関係法令等の改正や厚生労働省からの通知等の発出（疑義解釈等）に対応し、常に最新の情報で審査を実施できる仕組みを有すること。

ウ 内容審査用の端末等にレセプト電子データの記録・保存ができないシステムとすること。

エ 内容審査用の端末等からの不正アクセス制御のため、パスワード・ID等の設定を使用者の権限別に設定し、定期的に変更を行う運用が可能であること。

オ 「(10) レセプト電子データの暗号化又はマスク化処理」における暗号化又はマスク化処理に対応していること。

カ 疑い病名と確定病名を区分できること。

キ 未コード化傷病名のコード化を可能な限り正確に行えるような仕組みを有すること。

(10) レセプト電子データの暗号化又はマスク化処理

委託者は、レセプト電子データを受託者に引き渡すにあたり、「「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集」（厚生労働省 平成17年3月）に基づき、暗号化又はマスク化ツールを用いて、下記のデータ項目の暗号化又はマスク化処理を行うものとする。

なお、暗号化又はマスク化ツール及び当該ツールを使用する端末については受託者が提供するものとし、委託者の執務室内において使用できるようにすること。また、暗号化又はマスク化の過程において、委託者が任意に指定する暗号化キー入力を組み込むこと等により、受託者側のみでは復号できない仕組みとすること（一度暗号化又はマスク化を行ったデータは、復号することを想定していない）。

暗号化又はマスク化ツールの操作性については、委託者が国保連合会から受け取るレセプト電子データが各行政区ごと、一般・退職ごと、医科・DPC・歯科・調剤ごとに最大計144ファイルに分かれていることに留意し、また、合計のファイル容量が1か月あたり1.5ギガバイト程度（未圧縮）になることを考慮すること。

＜暗号化又はマスク化処理を行うデータ項目＞

次の項目について、別の文字列に置き換えるか、又は「*」等に置き換える等、点検精度に影響を与えない手法で暗号化又はマスク化を行う。

ア 被保険者証等の記号・番号

イ 氏名（※）

ウ 受給者番号

エ カルテ番号・調剤録番号等

（※）「氏名」については、同一被保険者番号内に同性かつ同一生年月日の者が複数存在する場合（双子等）において、レセプト電子データ上の氏名が、漢字・カタカナ・英字等の別及び全角・半角文字の別において異なる表記がされていることから、暗号化又はマスク化処理を行うことにより、異なるレセプト上で同一人物であるとの判定ができない場合が発生することが想定されるが、これによる点検精度の低下は許容範囲とする。

なお、上記アからエの内容について、症状詳記データ中に記載されていた場合は、暗号化又はマスク化処理の対象外として差し支えない。

これ以外のデータ項目についても、受託者において点検精度に影響を与える対応可能なものがある場合には、委託者へ提案を行い、委託者と受託者との協議の上で暗号化又はマスク化処理を行うものとする。

7 データの運搬

レセプト電子データ、申出情報一括登録データ等の委託者・受託者間の移動については、電子媒体により行う。媒体の運搬については、受託者が直接委託者を訪問し授受を行うか、又は個人情報の輸送に特化した機材及びセキュリティ体制を確保した民間運送サービスを利用すること。なお、受託者が直接、委託者事務所を訪問する場合は、移動中のセキュリティを考慮し、強固で施錠可能なケースに入れて運搬するものとし、移動中は可能な限り外部との接触を避けるようにすること。

また、データの引き渡し及び納品の際には、委託者及び受託者ともに引き渡し兼受領書又はそれに代わる文書に記入し、データ名称、引き渡し日時、受領日時及び担当者等を記録すること。引き渡し兼受領書の様式については、委託者と受託者との協議の上決定し、受託者が作成すること。

8 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関して以下の措置を講じること。

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報の保護に関する条例、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 委託者が受託者に受け渡す電子媒体については、作業完了後すみやかに返却すること。
- (3) 個人情報を電子媒体にて保管・管理する場合においては、施錠や入退室管理の可能な保管庫に格納する等、必要な措置を講じること。
- (4) 個人情報に関して事故が発生した場合を想定し、事後の被害が拡大しないよう、すみやかに対応できる体制を事前に確立しておくこと。受託者による情報の漏えい等法令に抵触する行為により、委託者及び被保険者等に対し損害を発生させた場合は、受託者が賠償を行うこととする。また、個人情報漏えい賠償保険に加入する等、常に賠償に備えた体制が整備されていること。
- (5) サーバ等のシステム内の個人情報データについては、業務完了後全て消去し委託者に書面（廃棄証明書）により契約期間最終日までに報告すること。
- (6) その他、個人情報の取扱いについて委託者が求めた場合は対応すること。

9 サーバのセキュリティ対策及び防災対策

受託者は、受領したレセプト電子データを保管するサーバについて、以下の要件を満たすデータセンタ等に設置をするものとする。

- (1) サーバ設置拠点が日本国内であること。
- (2) 万が一の災害に備え、十分な防災対策がとられていること。耐震性については、「官庁施設の総合耐震計画基準」におけるⅡ類相当以上の構造となっていること。防火対策として、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又はこれらと同等の設備を備えていること。また、各対策方法について、システム運用に障害の発生しない手段を用いること。
- (3) 災害発生時はデータを喪失することなく復旧を可能とする仕組みを有すること。
- (4) データ漏洩リスクに対するセキュリティ対策がとられていること。ICカード認証等による入退出管理や防犯カメラによる監視等の体制が整備されていること。
- (5) 電気設備について、停電時に安定的にシステムが終了できるよう、常用UPS及び予備UPSを備えること。また、電力会社からの2系統受電や自家発電設備等、安定的な電源確保について配慮されているとより望ましい。
- (6) 国内の遠隔地にデータ及びシステムのバックアップができる仕組みをもつこと。なお、バックアップ先についても、上記（2）及び（4）の条件を満たしていること。

10 再委託

再委託については、原則認めない。やむを得ず事務の一部分を再委託する場合は、事前に委託者に申請し許可を得ること。なお、この場合であっても、レセプト電子データの移転については認められない。

11 レセプト内容点検事務開始前のテスト

レセプト内容点検事務を開始するにあたり、事前に受託者において作成した申出情報一括登録データ等が、

正常に国保総合システムに取り込み可能であることをインターフェース等のテストで確認を行う。

テスト用のレセプト電子データは、1か月分の全量データからレセプトの一部を抜粋したデータを使用し、委託者から令和3年4月1日以降に提供する。受託者において、テスト用のレセプト電子データに基づき申出情報一括登録データ等を作成し、4月末ごろを目途に国保総合システムのテスト環境へ登録を行う。

なお、テスト内容については、受託者の過去の神奈川県内国民健康保険保険者における点検実績等を考慮し、必要に応じて委託者と受託者との協議の上変更することがある。

12 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときには、委託者と受託者との協議の上決定するものとする。
- (2) 作業に必要な事務用品、参考図書等の物品は受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、受託業務について、必要な知識、経験、技能を有する者を業務責任者として専任すること。
- (4) 委託者執務室での作業は、月曜日から金曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）に行うものとし、作業時間は原則午前8時45分から午後5時の間とする。具体的な作業日程は委託者と受託者との協議の上決定する。
- (5) 受託者は、委託者から求めがあった場合、点検方法や管理体制等についての説明を行うこと。また、必要に応じて、委託者による実地確認を受け入れること。

13 横浜市担当

横浜市健康福祉局保険年金課 給付係 TEL 045-671-2424
(横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所16階)

別紙1 レセプト電子データ件数表

令和元年8月審査分

【一般】

		医科	DPC	歯科	調剤	計
144014	鶴見	38,648	524	9,038	28,668	76,878
144022	神奈川	33,134	438	7,542	24,506	65,620
144030	西	13,195	193	3,183	9,171	25,742
144048	中	23,461	312	5,309	16,725	45,807
144055	南	34,062	408	7,446	24,647	66,563
144063	港南	35,319	453	7,480	25,528	68,780
144071	保土ヶ谷	30,620	414	7,112	22,897	61,043
144089	旭	38,288	513	8,550	29,014	76,365
144097	磯子	26,840	341	5,755	18,168	51,104
144105	金沢	33,469	450	8,248	24,654	66,821
144113	港北	43,991	539	10,020	31,487	86,037
144121	緑	25,109	297	5,715	18,165	49,286
144139	戸塚	36,695	590	8,529	26,156	71,970
144147	瀬谷	20,418	245	4,372	15,533	40,568
144154	栄	18,679	259	4,407	14,059	37,404
144162	泉	24,716	349	5,164	18,504	48,733
144170	青葉	40,034	426	9,884	27,075	77,419
144188	都筑	24,301	308	5,757	17,858	48,224
一般計		540,979	7,059	123,511	392,815	1,064,364

【退職】

		医科	DPC	歯科	調剤	計
67144014	鶴見	49	0	15	40	104
67144022	神奈川	40	0	6	31	77
67144030	西	14	0	3	11	28
67144048	中	14	0	1	10	25
67144055	南	30	0	7	20	57
67144063	港南	21	0	2	11	34
67144071	保土ヶ谷	23	0	6	19	48
67144089	旭	26	0	5	16	47
67144097	磯子	1	0	0	1	2
67144105	金沢	5	0	2	5	12
67144113	港北	35	0	10	24	69
67144121	緑	1	0	1	0	2
67144139	戸塚	16	0	5	10	31
67144147	瀬谷	14	0	2	9	25
67144154	栄	17	0	7	11	35
67144162	泉	0	0	0	0	0
67144170	青葉	35	1	9	19	64
67144188	都筑	14	0	5	13	32
退職計		355	1	86	250	692

	医科	DPC	歯科	調剤	計
合計	541,334	7,060	123,597	393,065	1,065,056

※ 点検対象外レセプトを除外する前の件数

令和2年8月審査分

【一般】

		医科	DPC	歯科	調剤	計
144014	鶴見	33,588	464	7,683	25,407	67,142
144022	神奈川	29,548	356	6,545	22,322	58,771
144030	西	11,651	161	2,794	8,542	23,148
144048	中	21,040	264	4,629	15,463	41,396
144055	南	30,323	381	6,438	22,476	59,618
144063	港南	31,249	400	6,267	23,194	61,110
144071	保土ヶ谷	27,244	322	6,101	20,666	54,333
144089	旭	34,605	405	7,167	26,428	68,605
144097	磯子	23,629	283	5,070	16,411	45,393
144105	金沢	29,470	399	6,906	22,386	59,161
144113	港北	38,682	471	8,574	28,242	75,969
144121	緑	22,119	262	4,782	16,591	43,754
144139	戸塚	32,441	465	7,288	23,687	63,881
144147	瀬谷	18,377	217	3,665	13,848	36,107
144154	栄	16,397	209	3,637	12,581	32,824
144162	泉	21,537	264	4,494	16,476	42,771
144170	青葉	35,018	377	8,403	24,531	68,329
144188	都筑	21,422	261	4,990	16,092	42,765
一般計		478,340	5,961	105,433	355,343	945,077

【退職】

		医科	DPC	歯科	調剤	計
67144014	鶴見	0	0	0	0	0
67144022	神奈川	0	0	0	0	0
67144030	西	0	0	0	0	0
67144048	中	0	0	0	0	0
67144055	南	1	0	0	0	1
67144063	港南	0	0	0	0	0
67144071	保土ヶ谷	1	0	0	0	1
67144089	旭	0	0	0	0	0
67144097	磯子	0	0	0	0	0
67144105	金沢	1	0	0	1	2
67144113	港北	0	0	0	0	0
67144121	緑	0	0	0	0	0
67144139	戸塚	0	0	0	0	0
67144147	瀬谷	0	0	0	0	0
67144154	栄	3	0	0	0	3
67144162	泉	0	0	0	0	0
67144170	青葉	0	0	0	0	0
67144188	都筑	0	0	0	0	0
退職計		6	0	0	1	7

	医科	DPC	歯科	調剤	計
合計	478,346	5,961	105,433	355,344	945,084

※ 点検対象外レセプトを除外する前の件数

別紙2 レセプト電子データのフォルダ構成、ファイル名称等

フォルダ構成・ファイル名称等については、次のとおりです。

【フォルダ構成】

「横浜市〇〇区」（18区別）→「令和〇〇年〇月審査」→「00144***」「67144***」
(一般・退職の別)

【ファイル名称等】

「00144***」「67144***」フォルダ下に、それぞれ次の4点のファイルがある。

- 21_RECODEINFO_MED.csv (医科)
- 22_RECODEINFO_DPC.csv (DPC)
- 23_RECODEINFO_DEN.csv (歯科)
- 24_RECODEINFO_PHA.csv (調剤)

別紙3 再審査申出結果項目内容

項目番号	項目名
1	レセプト全国共通キー
2	国保連レセプト番号
3	点数表
4	医療機関コード
5	医療機関名
6	旧総合病院診療科
7	種別Ⅰ
8	種別Ⅱ
9	本人家族入外
10	診療年月
11	保険者番号
12	被保険者証記号
13	被保険者証番号
14	被保険者氏名(カナ)
15	被保険者氏名(漢字)
16	性別
17	生年月日
18	個人番号
19	給付割合
20	適用区分
21	高額
22	任意給付区分
23	低所得者区分
24	割引
25	特記(1)
26	特記(2)
27	特記(3)
28	特記(4)
29	診療開始日(1)
30	転帰(1)
31	診療開始日(2)
32	転帰(2)
33	初診回数
34	再診回数
35	調基有無
36	入院年月日
37	公費負担者番号(公費1)
38	公費負担者番号(公費2)
39	受給者番号(公費1)
40	受給者番号(公費2)
41	受給者番号(公費3)
42	受給者番号(公費4)
43	決定減額割合
44	決定減額・免除・猶予区分
45	決定減額金額
46	決定日数(保険・老健)
47	決定日数(公費1)
48	決定日数(公費2)
49	決定日数(公費3)
50	決定日数(公費4)
51	决定点数(保険・老健)
52	决定点数(公費1)
53	决定点数(公費2)
54	决定点数(公費3)
55	决定点数(公費4)
56	決定公費対象金額(公費1)
57	決定公費対象金額(公費2)
58	決定公費対象金額(公費3)
59	決定公費対象金額(公費4)
60	決定一部負担金(保険・老健)
61	決定一部負担金(公費1)
62	決定一部負担金(公費2)
63	決定一部負担金(公費3)
64	決定一部負担金(公費4)
65	食事／決定回数(保険・老健)
66	食事・生活／決定基準額(保険・老健)
67	食事・生活／決定標準負担額(保険・老健)
68	食事／決定回数(公費1)
69	食事・生活／決定基準額(公費1)
70	食事・生活／決定標準負担額(公費1)
71	食事／決定回数(公費2)
72	食事・生活／決定基準額(公費2)
73	食事・生活／決定標準負担額(公費2)
74	食事／決定回数(公費3)
75	食事・生活／決定基準額(公費3)
76	食事・生活／決定標準負担額(公費3)
77	食事／決定回数(公費4)

項目番	項目名
78	食事・生活／決定基準額(公費4)
79	食事・生活／決定標準負担額(公費4)
80	公費給付割合(公費1)
81	公費給付割合(公費2)
82	公費給付割合(公費3)
83	公費給付割合(公費4)
84	費用額(基準額)
85	費用額(食事基準額)
86	負担者負担額
87	食事負担者負担額
88	高額療養費
89	患者負担額
90	食事患者負担額
91	国保優先公費負担額
92	食事国保優先公費負担額
93	法別番号(公費1)
94	法別番号(公費2)
95	法別番号(公費3)
96	法別番号(公費4)
97	保険区分
98	付箋色1
99	付箋色2
100	付箋色3
101	付箋色4
102	付箋色5
103	付箋色6
104	付箋色7
105	付箋色8
106	付箋色9
107	付箋色10
108	付箋色11
109	付箋色12
110	付箋色13
111	付箋色14
112	付箋色内容1
113	付箋色内容2
114	付箋色内容3
115	付箋色内容4
116	付箋色内容5
117	付箋色内容6
118	付箋色内容7
119	付箋色内容8
120	付箋色内容9
121	付箋色内容10
122	付箋色内容11
123	付箋色内容12
124	付箋色内容13
125	付箋色内容14
126	第三者情報
127	高額
128	任意給付区分
129	低所得者区分
130	特記(1)
131	特記(2)
132	特記(3)
133	特記(4)
134	公費負担者番号(公費1)
135	公費負担者番号(公費2)
136	受給者番号(公費1)
137	受給者番号(公費2)
138	受給者番号(公費3)
139	受給者番号(公費4)
140	確定減額割合
141	確定減額・免除・猶予区分
142	確定減額金額
143	確定日数(保険・老健)
144	確定日数(公費1)
145	確定日数(公費2)
146	確定日数(公費3)
147	確定日数(公費4)
148	増減点数
149	増減一部負担金
150	確定点数(保険・老健)
151	確定点数(公費1)
152	確定点数(公費2)
153	確定点数(公費3)
154	確定点数(公費4)
155	確定公費対象金額(公費1)
156	確定公費対象金額(公費2)

項目番	項目名
157	確定公費対象金額(公費3)
158	確定公費対象金額(公費4)
159	確定一部負担金(保険・老健)
160	確定一部負担金(公費1)
161	確定一部負担金(公費2)
162	確定一部負担金(公費3)
163	確定一部負担金(公費4)
164	食事／確定回数(保険・老健)
165	食事・生活／確定基準額(保険・老健)
166	食事・生活／確定標準負担額(保険・老健)
167	食事／確定回数(公費1)
168	食事・生活／確定基準額(公費1)
169	食事・生活／確定標準負担額(公費1)
170	食事／確定回数(公費2)
171	食事・生活／確定基準額(公費2)
172	食事・生活／確定標準負担額(公費2)
173	食事／確定回数(公費3)
174	食事・生活／確定基準額(公費3)
175	食事・生活／確定標準負担額(公費3)
176	食事／確定回数(公費4)
177	食事・生活／確定基準額(公費4)
178	食事・生活／確定標準負担額(公費4)
179	費用額(基準額)
180	費用額(食事基準額)
181	負担者負担額
182	食事負担者負担額
183	高額療養費
184	患者負担額
185	食事患者負担額
186	国保優先公費負担額
187	食事国保優先公費負担額
188	突合医科医療機関番号
189	突合医科レセプト全国共通キー
190	担当者ID
191	実施主体名
192	依頼年月
193	申出種別
194	疑義種別
195	理由詳細名称
196	理由詳細コード
197	理由補足
198	理由内容
199	備考
200	連絡
201	歯式
202	各歯式に対するコメント
203	傷病名
204	コメント
205	結果処理年月
206	審査結果名称
207	審査結果コード
208	原審どおり理由内容
209	原審どおり理由コード
210	補記内容

別紙4 再審査申出に関する注意点

- ・同一の項目に対する再度の審査は算定ルールを除き行わない。
- ・国保総合システムの画面上で申出対象となる項目を選択すること。
- ・併用・併施を理由とする申出の場合、対象となる項目を全て選択すること。
- ・禁忌の申出については禁忌となる病名を補足内容に記載すること。
- ・縦覧・横覧に係る申出は参考となるレセプトを添付すること。
- ・縦覧で途中月のレセプトの添付のない申出は「参考の添付もれ、未請求、未受診」のいずれに該当するかレセプト上では判断ができないため、審査対象外となる場合がある。
- ・突合申出の場合、処方箋の算定回数と一致する調剤レセプトを添付すること（複数箇所の薬局のレセプトを添付する等）。
- ・再審査申出期限が6か月間のため、参考として添付するレセプトも原則6か月分とすること。
- ・他の薬剤との併用がないことを理由とした申出を上げる際は、過去3か月においても投薬がないことを確認のうえ、参考となるレセプトを添付すること。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかるわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行について従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならぬ。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。
- (設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

- 履行の内容の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書の変更)
- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (代替方法等の提案)
- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。
- (契約の履行の一時中止)
- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止せなければならぬ。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の延長)
- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の短縮等)
- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の変更の方法)
- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。
- (契約代金額等の変更の方法)
- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。
- (賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)
- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に關し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

- 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならぬ。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

- 第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

- 第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
(前払)

- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは從事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならぬ。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならぬ。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金にお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の

委託者が定める。

2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

（2）前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

（3）確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものと含む。)について、作業場所の外へ持出する場合は、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

(様式 1)

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(A 4)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式 1) (全 枚) のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するため得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となつたときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を使用することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。